

官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会
第9回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 9 回 官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 19 年 4 月 9 日（月） 14:20～15:50

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開 会

2．厚生労働省からの報告

（国自らが実施する求人開拓事業について）

3．実施要項素案の審議

（情報処理技術者試験）

4．その他

5．閉 会

< 出席者 >

（委員）

樫谷主査、齊藤委員長代理、小林副主査、逢見委員、吉野委員、秋池専門委員、佐藤専門委員、廣松専門委員

（厚生労働省）

水野知親職業安定局首席職業指導官、藤浪竜哉首席職業指導官室課長補佐

（経済産業省）

小川要商務情報政策局情報処理振興課課長補佐

（（独）情報処理推進機構）

樋口勉参事、奈須野光祐戦略企画部次長、澁谷隆情報処理技術者センター長、武喜久雄情報処理技術者センター企画グループ主幹

（事務局）

中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、徳山企画官、

榎谷主査 それでは、ただいまから第9回「入札監理小委員会」を行いたいと思います。

なお、専門委員として本日から新たにポストンコンサルティンググループ、ヴァイスプレジデントディレクターの秋池玲子さんに御参加いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、まず3月23日の委員会で厚生労働省から説明がありました、求人開拓事業で入札不調のあった3地域の対応に関しまして、御報告をいただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

水野職業安定局首席職業指導官 厚生労働省職業安定局首席職業指導官の水野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

お手元の方に資料をお配りしておりますけれども、求人開拓事業につきまして、落札者が決定しなかった3地域における対応について御説明をさせていただきたいと思います。これらの3地域につきましては、今後国自ら求人開拓事業を行うことになるわけでございますけれども、お手元の資料1にございますように、求人開拓を行うためには、求人開拓推進員の配置が不可欠でございますので、各地域にそれぞれ7名ずつ、計21名の求人開拓推進員を新たに配置することにしております。

問題は、それに要する予算をどうするかということでございますけれども、お手元の資料の2のところがございますように、当面は国が直接求人開拓事業を実施するために確保しておりました予算がございますので、その予算を使って問題の3地域の求人開拓推進員の分も手当していこうというふうに思っております。

その上で、既存の予算だけでは足りなくなることも当然考えられますので、そのところは今後の予算の執行状況をにらみながら、何とかやり繰りをしてまいりたいと考えております。

予算については、こうした形で手当することになったわけでございますけれども、それを受けて問題の3地域におきましては、お手元の資料の3にございますように、現在求人開拓推進員の募集を行っておりまして、これが確保され次第求人開拓事業を開始することになっているところでございます。

以上でございます。

榎谷主査 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見がある委員は、御自由に御発言いただきたいと思います。時間は14時40分までということで、それをめどにお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。小林委員、どうぞ。

小林副主査 この対応についてはではないんですけれども、不調に終わった原因の精査に関してなんですが、旭川のところで伺ったところでは、要求水準を満たすためにはコストがかかるということが言われたと思うんですけれども、その辺についてもう少し詳しく教えていただければと思います。

水野職業安定局首席職業指導官 旭川につきましては、入札説明会においでになって、

実際に入札された事業者の方にお伺いしたわけでございます。国が確保すべき事業を設定したわけでございますけれども、それを達成するためには、どうしても予定価格を下回る入札はできないということございました。

小林副主査 求人開拓については、いろいろ地域的な状況だとか、いろいろな外部環境要因のようなものが大きいと考えられるので、全部一律にするというのはいかがなものかという議論があったと思うんですが、それについて今後競争入札するかどうかわかりませんけれども、そういうことを考えるときに、その辺の要素の勘案というのは、どうお考えなんでしょうか。

水野職業安定局首席職業指導官 確保すべき事業の質について、地域別の設定をしたらどうかということについては、これまでさんざん御議論をさせていただいて、そのときにも申し上げたわけでございますけれども、求人開拓事業の実績というのは、それぞれの地域の雇用情勢だけではなくて、求人開拓のやり方もあれば、あとハローワークと地域の事業所とのつながり、そういったいろいろな要因が絡むので、そういったものを分析した上で地域ごとの目標、確保すべき事業の質を設定するということは、実質的には非常に難しいと思っております。

ただ、今おっしゃったようなこともございますので、今後そういうことが可能かどうか、それは更に検討してまいりたいと思っております。

榎谷主査 ほかに、逢見委員、どうぞ。

逢見委員 平成 19 年については、一応国が実施するというところで、空白は最小限にとどめられるんだと思うんですが、今後もこの求人開拓事業を民間に出すということになると、同じように落札できないというケースが想定されるわけですね。平成 20 年に向けて、どのような工夫をすべきなのか考えるべきです。

一つは、官民競争入札という形で、官も競争に参加する方法があり得るでしょうし、あるいは切り出し方とか期間などを見直して、より民間事業者から見て参入しやすいやり方を考えることも必要でしょう。そういう工夫を何かしない限り、また同じ問題が来年も出てくることになると思うので、どういう工夫があり得るのか、平成 20 年に向けてということでお考えを伺いたしたいと思います。

水野職業安定局首席職業指導官 求人開拓事業につきましては、本当に雇用情勢の厳しい地域で行われるものがございますので、空白があるということは絶対にあってはならないと思っております。

そのために、今後、今回と同じようなことがないようにするために、いろいろ検討しなければならないと思っております。今、官民競争入札という御指摘もございましたけれども、これについては前から申し上げておおり、いろいろと技術的にクリアしなければいけない問題がありますので、それについては今後、事務局の方とよく御相談をさせていただきたいと思っております。

それから、たしか先月の監理委員会で御指摘いただきましたように、入札のスケジュール

ルを早める。予算要求の前に事業の実施主体が決まっていれば、それに応じた予算要求をすればいいということがありますので、そういったことも選択肢の一つと考えております。

榎谷主査 どうぞ。

斉藤委員長代理 いろんな新聞等が書き始めておりますけれども、この現象は安倍内閣の評価点の最大、国民が見ているところだと思うんです。

北海道旭川、長崎県北辺り、私、長崎県北というのは個人的にもかなりよく知っているところですが、こういう民間の就業のあっせん業者というのは、そんなにあるところではないですね。

そういう地域で、これはとりあえず1年で切って募集なされたと思いますが、このこと自体が、もうかなり困難性が予見できたのではないかと。予見と言うと怒られるかもしれませんが、そう思わないでもないんです。切り出し方が納得できない。

国と比較して、コストが高かったんだということですが、質がどうだったかというのはちょっと分かりませんが、コストが高かったという話を聞いているんですね。入札だけを見ますと、リンゴとミカンを競争させて入札しているように思うんです。だって国のコストというのは、恐らく今までのコストを一応お考えになっているんでしょうけれども、それは何十年もやってこられた。そして全国で展開しているものをベースにしたトータルコストでしょう。どこかでかかっているプラスコストが他のマイナスの出ているところでカバーされていると思うんです。

ところが、こういう切り方で、例えば長崎の県北だけで民間でやりなさいといったときに、全国展開している業者ならば可能性があるかもしれませんが、なかなかこういう形で国全体で、長時間にわたってやっているものと競争できないと思います。

だから、もともと競争条件が均一になってないと思うんです。結論は、国と比較して、国よりは高いから国がやることにしたということですから、民ではなくて、暗黙の官民入札が行われたような形になっているんです。でもそんなことを言うと水野さんに怒られてしまうけれども、官がもう勝つとわかっているような入札にかけられて、民はだめだと、だから官なんだという形にやられたという感じしか、国民としては持ってないと思います。

もう少し真剣に、真剣にやってはおられるのでしょうかけれども、どうして民間の知恵やコストを使ったら、本当に有効な、失業で困っておられる方々に、いろいろ知恵のある有効なサービスの方法ができるかということを考えて次からやる必要があるんじゃないかという感想を持っています。

榎谷主査 いかがでしょうか。

水野職業安定局首席職業指導官 今、何点か御指摘をいただいたかと思いますが、まず最初の対象地域の問題でございますけれども、これは一応求人倍率が低いところ、0.6倍未満のところでも求人開拓をやることになっておりまして、その中で民間委託の対象地域というのは、規模がまず大きいところ、具体的に申し上げますと、有効求職者数が年間10

万以上、有効求人が年間5万以上、そういう規模の大きいところで、しかも民間事業者がいると思われるところですね。そういったところを選定しておりますので、そういった基準でやっているんですけれども、雇用失業情勢がよくなってきておりますので、年々求人開拓の対象地域というのはどんどん少なくなってきております。

そうすると、今回5地域選定しようとする、ほとんど他に選択の余地がない状況で、他にもうどうしようもなかった部分がございます。

あと期間の方は、これまで御説明申し上げているとおり、毎年求人開拓の対象地域と雇用失業情勢の変化で違ってまいりますので、これはどうしても複数年度の契約は技術的に難しいということがございます。

3点目のコスト、これは確かに難しい問題でございまして、私どもとしては、国がこれまでやってきた際にかかった経費、ありとあらゆるものを入れて、それで予定価格を設定したつもりでございますけれども、それでもまだ足りないと言われると、ちょっと今の段階では何とも申し上げようがないわけでございますけれども、この予定価格の設定については、今後また同じような入札をすることになった場合には、またよく精査をして、検討させていただきたいと思っております。

榎谷主査 ほかに何かありますか。

吉野委員、どうぞ。

吉野委員 今の質問に関連するんですけれども、この求人開拓の担当者、開拓推進員は、地域外にも出かけていくんですか。

水野職業安定局首席職業指導官 この求人開拓の対象地域というのは、労働市場圏ごとに設定しておりますので、労働市場圏の中だけです。したがって、この求人開拓の対象としてカウントされる求人も、その地域内の事業所で、就業地を地域内とするものをカウントすることになっております。あくまでも労働市場圏内の話でございます。

吉野委員 なぜ、そういうことになるんですか。そういうやり方が合理的だと思いますか。

水野職業安定局首席職業指導官 これはハローワークの求職者のために求人を取ってくるわけですから、ハローワークの求職者の方が通勤できる範囲で求人を取ってこないという意味がないと思います。

吉野委員 旭川の管轄には夕張は入っていますか。

水野職業安定局首席職業指導官 夕張は入っておりません。

吉野委員 仮に夕張の場合、夕張で職を失った方は、夕張の管轄内で勤めようとは思っていませんよ。こういうやり方は今の実態に合っていないのではないのでしょうか。先ほど斉藤委員長代理が言ったように、むしろ広域的に事業を展開していく方が合理的であり、実態はそうなっているのではないかと思います。

水野職業安定局首席職業指導官 確かに夕張のように、雇用機会が非常に少ないような地域では、他の地域に行きたいという方がいらっしゃるわけで、そういった場合にはハロ

ワークでもお互いに連携をして、他のハローワークの求人情報をもらってきて提供して、求職者の方が応募したいということであれば、広域の職業紹介をすることは当然やっております。

ただ、この求人開拓の場合は、一般的にハローワークにいらっしゃる求職者のために求人を取ってくるという事業を今、対象にしてやっておりますので、ちょっと状況が違ふと思います。

今やっている事業は、労働市場圏内で働きたいという求職者のための求人が足りないので、それを取ってくるという事業をやっておるわけですが、それを今度はおっしゃったような広域の職業紹介をするための求人の確保というのは、事業の仕組みとして今すぐイメージが湧かないので、何とも申し上げられません。労働市場圏の外に行きたいという方は、どちらかと言えば少ないわけですから、ちょっと事業の仕組みとしてなかなか難しいのではないかという気はします。今すぐにイメージが湧かないんですけれども。

吉野委員 少ないのは、こういうやり方でやっているから少ないんじゃないですか。

つまり旭川の場合だったら、私も北海道のことは多少知っていますけれども、ほとんどが札幌に出てくるわけですね。ですから、今、札幌の人口はどんどん増えていて、旭川はどんどん減っているわけです。この実態に対応したやり方をしていないということではないんですか。

水野職業安定局首席職業指導官 そこはそれぞれの地域によって違うと思いますけれども、一方でこういう求人開拓事業の対象になるような、どちらかという都市部よりは郡部の地域では、一般的に地元志向の方が非常に多いと思います。

榎谷主査 よろしいですか。

水野職業安定局首席職業指導官 いずれにしても、求人開拓事業の仕組みについては、もし今度また「市場化テスト」の対象になるのであれば、そこはこれまでの経験を踏まえて、適切なものになるようによく検討はさせていただきたいと思います。

榎谷主査 もし対象になるのであればということは、これは対象にならないこともあり得る、その整理の仕方をしようということですか。

水野職業安定局首席職業指導官 そうではなくて、毎年基本方針に盛り込まれることになっておりますね。それに盛り込まれてから決まる話なので、そういう意味で申し上げました。

榎谷主査 いずれにしても、これは同じことが起こる可能性は極めて高いと思いますので、こんなことしょっちゅうやっていたのでは、2番目の予算の問題、3地域については34地域に追加して予算を執行するということですから、この中でやり繰りできるということですね。

水野職業安定局首席職業指導官 そうです。とりあえずはほかに予算がないので、既存の求人開拓事業の予算の中で泳いでいくしかないわけですが、場合によっては全国ベースでいえば、欠勤される方もいらっしゃるので、その分予算が浮いてくるので、もし

かしたらその中で泳げるかもしれませんけれども、恐らく足りなくなるので、その際にほかの予算も含めて何とかやり繰りしようということ、財務省の方と相談をしたところでございます。

榎谷主査 いずれにしても、まだ21人の話だからいいですけども、もっとほかに大がかりにやるときには、もうやり繰りすらできなくなる可能性がありますので、何としてでももう一度、多分求人開拓事業を来年からやらなくてもいいという話には、なかなかしづらいと思いますし、ならないと思いますので、是非それはしっかり切り出し方も含めて是非対応していただきたいと思います。

予定価格を上回ったということですね。この予定価格というのは、官の入札価格と理解してよろしいんですか。今回は委員長代理がおっしゃったのが、官が勝ったという認識なんでしょうか。

水野職業安定局首席職業指導官 そういうことではなくて、今回は民間競争入札でございますので、官は参加してないという認識でございます。それで一般的な入札として、予定価格というものを設定するわけです。これはすべての入札に共通する話でございますけれども、その予定価格については、これまで国がその事業をやってきたときの実績を踏まえて設定をさせていただいたということでございます。

榎谷主査 ということは、今までの実績からいうと国が勝っているということですね。そういうふうに好意的に理解してよろしいんでしょうか。

斉藤委員長代理 結果はそうですね。

水野職業安定局首席職業指導官 勝ったというか、北海道の旭川については、入札に参加された事業者さんに伺ったところ、我々が設定させていただいた質を達成するためには、国の設定した予定価格をどうしても上回ってしまうとおっしゃっていたということですね。

榎谷主査 どうぞ。

佐藤専門委員 今回は民間競争入札でしたけれども、将来的に官民入札をやるときの予定価格の問題点は、恐らくもう御検討いただいているんだと思いますけれども、官の実施コストというのは、別件で資料を拝見したときには、例えば減価償却費であるとか、間接部門費だとか、そういった調整要素を入れた形で、この事業の実施には幾らかかかりますという情報をちょうだいしているんですが、恐らく予定価格というものは、これはなぜ予定価格に上限拘束力があるか。その価格を超えるとアウトかということ、これは釈迦に説法ですけども、予算の裏づけがそこまでしかないからということに尽きると思うんです。

そうだとすると、官が考えている予算というのは、委託費ベース、実際の財政支出額ベースの話であって、官の実施コストで入った調整要素の減価償却費だとか、間接部門費だとか、そういったものは恐らく予定価格の中に入っていないと思うんです。

そうすると、民間はそこのところを入れた価格で、官で設定した予定価格の範囲内に収めなければいけないということなので、官民入札をやるときに予定価格の設定の在り方は、ひょっとすると、先ほど斉藤委員長代理がおっしゃられたとおり、もうリングとミカ

ンを比べるような、違う土俵で闘えと言っているに等しくなってしまうというのが、疑問であり質問です。

水野職業安定局首席職業指導官 そのこのところは、先ほどと同じ御回答になってしまうわけでございますけれども、私どもとしては、もう入れるべきものはすべて入れたつもりでおりますけれども、ただそこが本当に十分かどうかというところは、なおよく検討させていただきたいと思います。

榎谷主査 何かほかにございますか。これは民間業者にも十分ヒアリングしていただいたんですね。それでどうしても価格が詰まらなかったということですね。理由は価格だけの問題だということですね。

水野職業安定局首席職業指導官 北海道については、価格のことをおっしゃってました。それから、高知中央と長崎県北については、入札の時点でもう既に他の事業で手一杯だったということをおっしゃってました。

榎谷主査 ということは、極めて小さなマーケットで勝負しようと思うと、そういうマーケティングが極めて大事だということなんでしょうか。どう思われますか。

水野職業安定局首席職業指導官 入札の時点で、既に他の事業とおっしゃっていたので、その他の事業という意味は「市場化テスト」の対象事業以外の、いわゆる一般的な事業だと思われます。

榎谷主査 要するに、一番最初に御説明いただいた中で業者がいるかどうかという話もされていたので、勿論マーケティングのやり方をもう少し工夫していただかなければいけないかもわかりませんね。

よろしいですか。それでは、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本件につきましては、その実施状況等については、引き続き監理委員会に報告をいただくとともに、今回の入札不調に関しましては、厚生労働省におかれましても、その状況を把握、分析いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

榎谷主査 続きまして、独立行政法人情報処理推進機構の情報処理技術者試験の実施要項案につきまして機構から御説明いただきまして、意見交換を行いたいと思います。

それでは、御説明をお願いしたいと思います。時間は30分程度でよろしく願いいたします。

澁谷情報処理技術者センター長 今日は、3種類の資料を用意いたしました。

1つ目は、試験の概要でございます。

2つ目は、経済産業省の方から試験制度改革の進捗状況でございます。

3つ目は、委員限り資料として、実施要項素案の本体でございます。

その順序で説明をさせていただきます。

私、試験センター長の澁谷ですが、試験制度の概要について御説明申し上げます。

資料 2 ですが、まず、制度の沿革から入っております。

昭和 44 年、1969 年からスタートしております。翌年に法制化されております。経済産業省すなわち当時の通産省が直接試験を実施していたんですけれども、その後、いわゆる指定試験法人ということで、財団法人日本情報処理開発協会が試験を実施しております。

平成 16 年に、I P A が独立法人化する時に試験センターと統合し、今日に至っております。都合 37 年、試験を実施しております。

続きまして「2. 試験区分」です。

試験区分につきましては、現在、14 区分ありまして、トータル 60 万 8,000 人の応募者がおります。実際、当日来るのは大体 62~70% で、これは試験区分によって、受験率が変わります。

試験につきましては、年 1 回以上実施せよということになってはいますが、事実上、春と秋の第 3 日曜日、すなわち今度の日曜日の 4 月 15 日が次の試験日です。

続きまして「3. 実績」です。

試験地は、61 か所です。各都道府県に最低一つあり、大都市の周辺は数が多いので合計 61 になるわけでございます。試験会場ですと、試験の区分が、春は 8、秋が 9 ということで区分数が違いますが、大体 300 会場です。

37 年間続いているものですから、累積ベースで言いますと、応募者は約 1,400 万人弱、合格者は 150 万人弱という膨大な数字になります。

4 ページ目が、現在行われております試験の日程でございます。春と秋とありまして、第 3 日曜日です。大体、春ですと 12 月末頃、官報で具体的に公示されます。

願書の受付は、例えば春のケースで言いますと、1 月中旬から 2 月の大体 21 日ぐらいで、これは郵便受付とインターネット受付によって我々の作業の手間が違うものですから、インターネット受付の方が遅くまで開いております。

大事なことは、下の方に書いてありますけれども、私どもは運営費交付金は一切いただいておりません。受験料収入だけで私どもの給料も、試験実施費も、会場借料も、全部賄っております。事業規模は、現在、大体 32 億円です。これは 5,100 円に 60 万人をかけるのと容易に答えが出てくるわけですけれども、こういう規模でございます。

次に、5 ページです。「5. 試験の業務フロー」です。

まず、基本事項の決定、官報公示など主要な制度は、経済産業省が決めます。

それから、試験は試験センターが試験を実施することになってはおりますが、その中核は事務局と試験委員会です。

試験委員会の方は、知見を動員しまして問題を作成する。採点をし、合格候補者の決定をする。最終的には候補者名簿を経済産業省に出して、大臣が合格者を決定する。それで合格証書を交付するということです。

私ども事務局の中には、本部と支部及び協力先といったような地方の出先がありまして、

本部では、ここに書いてあるようなことをします。右側に書いてあります支部・協力先は茶色のようなことをいたしますが、本部のところで見ますと、例えば願書の作成、それから、印刷版といったようなものは勿論、一部、印刷会社や運搬会社、民間の会社に出しております。

案内書・願書の配布も同じでして、これは一時、全部紙だったんですけども、今や紙は2割以下になり、インターネットになりましたので、当然、受付の外注、それから、クレジットカードやコンビニ決済をやっておりますので、そういうところも全部民間の方にアウトソーシングをしております。

大体、以上が業務フローです。

次に、これを時間軸で展開してみたものが次の「6．試験実施スケジュール」です。

一番申し上げたいことは、全国で300余の試験会場があるものですから、どうしても試験会場の確保が最大の課題ということです。これは上の青い矢印が右に向いて、右の方で春、秋と下に矢印が出ておりますが、言わんとしていることは、この右側の年度の春、秋の試験の会場は、左側に行きまして、前の年の春の試験が終わった後から始まる。ここで一応、使用の意思表示をしまして、秋になって、それが具体的な手続に入っていく。それでやっと、次の年、春と秋に借りられる。したがって、これが1年ごとにずれていきますので、そのサイクルで仕事が動いているということです。

これが、私どもの最大の頭痛の種といったところでして、この点がやはり、実施要項に際しても一番気を使うところではなかろうかと考えております。

次に「7．確保すべきサービスの質」です。これは改めて、この中に書いてありますが、試験ですから、やはり試験を受けている人はどうしても非常にナーバスになりますので、試験環境が大事。

それから、私どもの絶対やってはいけないことがここに七つほど挙げられております。

これを時間軸で見えていきますと、試験問題については事前漏洩が絶対あってはいけない。試験時間の過不足です。当然ながら定刻に始めるわけですが、何かあった場合には5分遅らせるといったようなことは臨機応変にやりますが、試験時間を厳守します。

不正行為。この場合には、きちんと確認をして、筋を通して、最後、その人の受験を拒否しないとイケませんから、これはマニュアルに従って厳密にやる必要があります。

正確かつ公平な出欠確認。要は、受けた人の数と答案の数が揃わないことが一番困りますので、それを確実にチェックするということです。

答案用紙・受験票の全数回収。実は受験票には、例えばトラブルがありますと、この人はこういうことがあった、これはこう処理した、相手に納得してもらっているといったようなことを書いて、いわば履歴になるわけですが、これも非常に大事。

回収した答案用紙への加筆修正。一番多いのが、実はマークシートで、受験番号をマークするときに間違っマークする。これは失格になりますものですから、試験を実施する

側で加筆したりすることがあると困りますので、そういうことは絶対ないようにする。

それから、未使用の答案用紙の流失の防止といったことです。

なお、周辺住民への配慮。多くの人が1か所に集まるものですから、周りの人に迷惑をかけることがないように注意しなければいけないということです。

8ページ以降は「(参考)試験に合格するメリット」でございます。例えば、企業からの奨励金が出るとか、学校では奨学金の給付とか、授業料の減免などの優遇措置があるということにつきまして、8ページに書いてあります。

9ページは、他の試験における免除です。教員採用試験ですとか、中小企業診断士、弁理士といったようなところで、この試験に受かっていることによって一部免除がされます。

10ページは「(参考)試験に合格するメリット」の続きですが、経済産業省の登録制度でありますSI、システムインテグレータとか、SO、特定システムオペレーション企業といわれる企業が、きちんとそういう技術的・経理的基礎があって、間違いなく、この事業を健全にやっているんだというお墨付きを示す登録制度というものがございまして、SIでございますと430社、SOですと58社が現に登録されております。

それから、最近、情報システムに係る政府調達の中でも、私どもの試験を受かっていることを書くことによって、その会社の信用を増すという制度に使われております。

最後の11ページですが、企業が自らウェブで公開して、人材の質の高さを積極的にPRしてしまして、3社ほど挙げてございまして、ご覧になれますように、かなり各社、大勢の方の合格をいただいております、これを自分たちの行うサービスの質の証としている。こういう例でございます。

以上が、試験についての概要です。どうぞよろしくお願いします。

なお、お手元に私どものガイドブック、IPA全体のパンフレット、統計資料、それから、マニュアルというものを用意してございまして、詳細にわたりますので説明は省かせてもらいます。

どうぞよろしく願いいたします。

小川課長補佐 それでは、続きまして、資料3に沿って、簡単にではありますが、経済産業省の方で、今、検討中の情報処理技術者試験制度改革の検討状況について御報告したいと思っております。私、経済産業省情報処理振興課の課長補佐をしています小川と申します。

1枚おめくりいただいて、検討の現在の状況ですけれども、産業構造審議会の下での議論は昨年10月から始まっております、スケジュールの一番下のところで、第7回、4月12日、今週の木曜日というふうに予定されております。こちらの方で報告書案を御審議いただく予定となっております。

同じページの右側が、委員名簿です。

その次のページは、全体の背景ということで、これはごくごく簡単になんですけども、最近、ITが経営、あるいは産業のあらゆるところに浸透する中、そして、一方で市場環

境ということでグローバル化、最近で言うと、インド、中国のオフショアというようなことが言われますけれども、そういった中で、日本として必要とされる高度IT人材と呼ばれる類型が変わってきているのではないかという問題意識の下に、そういった、今後必要となる、中長期的に5年、10年、更にはそれ以上のスパンで必要となる人材というものの、ある意味、日本としてそういう人材をしっかりと確立した上で、そのためにどのように人材を育成していくのか。

そういった中で、ここに挙がっております情報処理技術者試験と申しますものは長い歴史があるものでありますし、今し方、御説明がありましたように、一つの評価手法として企業にも根付いているものですから、そういった試験制度も新しい構造変化に対応したものに変わっていくということを、今、検討しております。

その具体的な中身ということが、最後のページに挙がっているものでありまして、この1、2、3という中では2.になります。

ここに挙がっているのは、あくまで具体例として、これにすべて尽きるわけではありませんけれども、例えばということと言いますと、1つ目にありますような、ITがこれだけ世の中に浸透する中で、特に情報産業に進む人のみを対象とした試験ということではなくて、広く、あらゆる産業に就職する人たちも対象にした試験に変わっていくという意味での基礎的な知識を問うエントリー試験を創設してはどうかといったような点。

更には、試験の中身としても、IT以外の分野の試験問題を出題してはどうか。

受験者の利便性の向上という点からは、先ほどの御説明にも年1回、2回というお話がありましたけれども、コンピュータ試験という形での受験機会を増やすとことを考えてはどうかといったような点が議論されておりまして、こういった具体的な内容について、今週木曜日、12日の報告書案の中に幾つか挙がってきておりまして、最終的にはそういった検討を踏まえて、試験の制度の改革というものも一つの項目として、今後、決まっていくことになっております。

簡単ですが、現在の検討状況ということで御説明させていただきました。

樋口参事 それでは、引き続きまして、情報処理技術者試験の実施要項につきまして御説明をさせていただきたいと存じます。お手元の資料4-2でございます。

ここにつきましては、情報開示部分につきましては、別途、今、事務局と調整中でありまして、今回お付けしてございません。また事務局と調整次第、御説明に参上させていただくというふうに考えております。

それでは、実施要項を開いていただきまして、まず1ページ目でございますけれども「1.趣旨」というところで、まず競争の導入によります公共サービスの改革に関する法律の趣旨をここで明確にうたっております。

また、今回、民間競争入札を実施するに当たりまして、その根拠となります公共サービス改革基本方針、平成18年12月22日閣議決定でございますけれども、その旨も明記させていただいておるところでございます。

1 ページの後半部分「2 . 試験実施事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき試験実施事業の質に関する事項」という記載をさせていただいております。

まず「(1) 試験実施事業の概要」ということで「 情報処理技術者試験の概要」ということを明記してございます。

ここは、先ほど御説明申し上げましたように、本試験が、情報処理の促進に関する法律に基づきまして、経済産業大臣が行う国家試験であること。また、独立行政法人情報処理推進機構が、この法律に基づきまして事務を行っているということ等々を明記してございます。

次のページに、本試験の目的。

それから、 に本試験の区分。これは先ほど御説明申し上げましたように、現在 14 区分でございます。

なお、情報処理技術者試験のこれまでの沿革、それから、統計情報等につきましては、入札の際の事業者の方の利便に供するために、センターのホームページの URL を明記いたしまして、御参照いただくようにしております。

また、今、小川補佐から御説明申し上げました産業構造審議会の状況につきましても、逐次、議事録等が詳細に出てございまして、ここにつきまして御参照していただくべく、URL を明記させていただいております。

それから、試験実施対象地域でございますけれども、入札対象地域は香川県（高松試験地域）及び沖縄県（那覇試験地域）ということございまして、これは閣議決定の基本方針に基づきまして、私ども、この 2 か所につきまして、私どもの持っておりました支部を平成 19 年度中に廃止するということになりますので、したがって、ここにおきまして民間競争入札をしまして、民間事業者の方に事業を是非やっていただくということでございます。

(3) に、今回対象となります詳細な事業の内容というものを列記してございます。

大きく分けまして、 は試験会場の確保業務。

といたしまして、実際に試験を行うに当たりまして会場を管理する、あるいは試験を実際に監督する人間の要員確保。

といたしまして、当日の試験運營業務。

大きく分けまして、この三つを記載させていただいております。

会場確保業務につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、非常に息の長い、相当前倒しでやらなければならないということで、初年度に関しましては私どもが既に今度の春試験直後に会場を押さえますので、これを御使用いただきたいということを明記してございます。

それから、身障者への対応。

それから、実際に試験会場が決まったときの会場割りといったようなことを行っていたのが でございます。

でございますけれども、必要な要員を確保していただくことということで、これも民間事業者の方々の利便性に供するために、目安といたしまして、私どもが現在行っております、おおむねどれぐらいの要員を確保しているかということをご付記させていただいております。

でございますけれども、特に試験の問題漏えい等々があってははいけませんので、実際に試験が郵送される場合の確認等々についての記載が3ページの下にございます。

4ページでございますが、実際の運営にあたりまして、先ほど私どもから御説明申し上げましたように、全国におきまして、公正さを担保するために、特に受験条件の均質性を確保する必要があるということから詳細なマニュアルをつくっております、このマニュアルの遵守徹底をお願いしたいということをご明記させていただきます。

「(4)入札対象の実施に当たり確保されるべきサービスの質」ということで、先ほどの説明と重複いたしますけれども、基本的に清潔・静ひつな環境、受験申請者が基本的に全部入る会場の確保、余裕を持った座席のレイアウト。これにつきましても、私どものこれまでやっておりました実績を民間事業者の方の判断の参考にしていただきたいと思いますと思っております。

特に、八といたしまして、試験問題の事前の漏えいの絶対防止、試験時間の過不足の絶対防止等々、先ほど澁谷の方から御説明申し上げましたこの辺は、ここが1か所でも漏れますと全国で行っております試験全体が大きな影響を受けるものでございますので、ここにつきましてもサービスの質として絶対に守っていただきたいということをご明記させていただきます。

次の5ページでございますけれども「(5)契約の形態及び支払い」ということで、契約形態を請負形態ということにさせていただきまして、あらかじめ額を決定いたしまして、それを各試験ごとに分けましてお支払いするというごこととさせていただきます。

また、先ほど身障者への配慮ということを申し上げました。いろいろな形での重度の身障者の方々がいらっしゃる場合に、それ用に特別の御配慮をしなければならないという事態も発生いたしますので、この場合、追加費用が発生いたしました場合には民間事業者の方に御請求いただきまして、これについての追加負担というのは、この契約のアドイショナルな費用としてお支払いをするという旨をご明記しております。

それから、ただいま小川課長補佐から御説明申し上げましたように、試験制度の変更ということがあり得るわけでございます、大きな変更があった場合には、お互いの協議条項といたしまして、契約内容の変更を相手方に求めることができる。これに基づいて契約を変更するという条項も入れさせていただきます。

へといたしまして、制度改正後の1回目の試験というのは状況を見ないといけないものですから、あらかじめ決められました額について、1回に限りお支払いをするということで、今、激変緩衝的な条項も設けさせていただきます。

「3.実施期間に関する事項」ということで、これは出されておられますポイント等々

を踏まえまして、基本的にできるだけ長くということで、平成 19 年 10 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までということで、3 年 3 か月という契約期間を設定させていただいております。

次の 6 ページでございますけれども「4. 入札参加資格に関する事項」ということで、法第 15 条において準用しております法第 10 条、欠格事由がございますけれども、これに抵触しない者であること。

それから、国の予算制度等々、予決令と申しておりますけれども、この辺の契約締結能力を有しない者の排除といったような規定を盛りさせていただいております。

ホでございますが、実施要項の策定に関わった法人または個人でないこと。これは、私ども、この策定に当たりまして、いろいろなコンサルタントなどのお知恵も拝借しておりますので、そういった公平性の観点から、そういった方々を排除するという条項も設けさせていただいております。

「5. 入札に参加する者の募集に関する事項」ということで、まず「(1) 入札に係るスケジュール」と書いてございます。

「入札公告」につきましては、6 月上旬を予定しておりますして「入札説明会」をそこで開きたい。

「質問受付期限」につきましても設けさせていただいておりますして、日程等は入札説明会で告知させていただきたいと思っております。

それから「入札書提出期限」が 7 月末ごろということで「開札及び落札者の決定」を 8 月末ごろにいたしまして、最終的に「契約締結」を平成 19 年 10 月 1 日付で行いたいと考えてございます。

「(2) 入札の実施手続き」ということでございまして、提出必要書類、金額、それから、実際の業務運営に当たっての書類、企画書でございます。更には、暴力団排除に關します規定に基づいて、必要な書類等々をここに列挙させていただいております。

次の 7 ページでございますけれども「企画書の内容」ということで、大きく分けまして「a) 組織的基盤に関する事項」「b) 経理的基盤に関する事項」「c) 実施体制」「d) 事業計画」「e) 実績に関する事項」ということで、こういった内容の企画提案をしていただければということを考えてございます。

7 ページの下でございますけれども「6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」でございます。この請負事業者の決定に当たりましては、総合評価方式によるものとするということをもまず明記しております。

次のページでございますけれども、入札単位といたしましては、先ほど申し上げました入札対象試験地域ごとにするということでございます。

8 ページの「(2) 評価方法」でございますけれども、評価項目につきましては必須項目と加点評価項目に分けてございます。

必須項目につきましては、すべてを満たした提案につきましては基礎点 100 点を与える

ということで、経理的基盤があるかどうか。実施体制、請負事業を確実に遂行できるだけの業務責任体制が確保されているかどうか。それから、サービスの質の内容を確保する事業計画となっているかどうか。この辺が基礎点となっております。

それに加えて、口のところでございますけれども、加点要素といたしまして、過去の実績、経験があるかどうか、計画が周密なものになっているかどうか。それから、確実性があるかどうか。こういった点を加算点といたしまして、評価をさせていただきたいと考えております。

9 ページでございますけれども「(3) 落札者の決定」ということで、必須項目をすべて満たした場合において、それに加算点を加えて、予定価格の制限の範囲内におきまして、いわゆる除算方式を取りまして、基礎点及び加算点の合計点を入札価格で除して得られた値が最も高い者を落札者とする。

たまたま落札者がいない場合につきましては、直ちに再度の入札を行うというような手続を明記させていただいております。

八につきましては、不当に低廉な入札価格を入れられた方等を排除するための規定として入れさせていただいております。

「(4) 落札者が決定しなかった場合の措置」ということで、再度、公告を実施するという規定がございます。

7. につきましては、冒頭御説明したとおりでございます。今回、この資料からは省かせていただいております。

9 ページの一番下「8. 民間事業者が機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項」を記載させていただいております。

10 ページの冒頭におきましては「(1) 民間事業者が機構に報告すべき事項、機構の指示による講ずべき措置」ということで挙げてございます。

まず「報告等」でございます。事業開始日から起算しまして3 か月ごとに、経過日の1 か月以内に、事業報告を機構に報告する。これは会場確保、あるいは会場責任者の要員確保等々の進捗状況を定期的に把握するための措置ということでございます。

また、当日でございますけれども、私ども全国ベースでの受験者数の速報を出してありまして、このための報告をしていただくこととなります。

それから、試験場におきましていろいろなトラブルが発生いたしますが、これにつきましての報告事項等々を列挙させていただいております。

へでございますけれども、民間事業者は当日におきます試験会場でのクレームやトラブルといったものにつきまして、報告をしていただくことにさせていただいております。

「調査」につきましては、法第26条第1項に基づきます立入検査等々の定めでございます。

「指示」といたしまして、特に請負事業を適正かつ的確に実施していただくために、

民間事業者に対しまして、業務改善指示みたいなものが出せるようにしてございまして、改善されない場合には次のステージで契約解除といったことも想定されるわけですが、こういったところでサービスがあまり芳しくない者に対する措置を担保させていただきたいと思っております。

「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」を定めてございます。

「個人情報の保護並びに秘密の保持」でございまして。特に受験者、あるいは当日、いろいろな監督員等々の方々が集まりますので、こういった方々の情報というのは個人情報に係る部分もございまして。こういったものの処理につきまして、二.のところに、特に取得した個人情報をマニュアルに基づき破棄しなければならない。また、破棄した場合に、それが破棄されたという旨を証明する文書を提出していただくというようなことで、個人情報の遺漏がないように担保をしていきたいと考えてございます。

「(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」でございまして。

「請負事業の開始及び中止」ということで、やむを得ない理由で民間事業者が中止しようとする場合には、機構の承認を得る旨を記載しております。

それから、受験者に対して公正な取扱いをすべきであるとの点、「金品等の授受の禁止」「宣伝行為の禁止」が11ページに記載してございます。

12ページでございましてけれども「機構との契約によらない自らの事業の禁止」。会場等におきましてあまり自由な事業を行っていただけないように禁じますので、そういったことを禁止する事項等々がございまして。

「権利の譲渡」につきまして、制限をしてございます。

「再委託」につきまして、いわゆる一括して第三者に委託または請け負わせ、あるいは丸投げと言ってもいいかもしれませんが、こういったものを禁止する条項を書いております。

「1 契約の解除」というところでもございまして、ここに解除条項の条件を明記させていただいております。その場合、民間事業者がここに列挙する事項のいずれかに該当する場合につきましては、報酬の支払停止、あるいは全額、もしくは一部の返還、契約の解除といったようなことができるということでございまして。更に機構に対しまして大きな損害が生じた場合には、民間事業者は、損害を賠償する責任を負うという旨を明記してございます。

次の13ページでございましてけれども、損害賠償。あるいは民間事業者の責めに帰することができない事由によりまして事業の実施が遅滞、あるいは不能となったりした場合の不可抗力免責、あるいは危険負担といった条項も設けさせていただいております。

更に、契約上の疑義が生じた場合につきましては、その都度、民間事業者と機構が協議をするという旨を明記させていただいております。

「(4) 機構の監督体制」ということでございまして、全体の監督につきまして、情報処理技術者試験センターが行いまして、試験センター長を責任者とする。

以下、私どもの担当責任をここに明記させていただいております。

14 ページでございますけれども「9. 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を与えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任」を明記してございます。

「10. 請負事業の評価に関する事項」ということでございますけれども、機構につきましては試験、これは春、秋ごとに、試験日から3か月以内までに請負事業の実施状況を評価させていただきたいと思っております。

その評価でございますけれども、ここに書いてございますように、ヒアリング、報告等を通じまして、主といたしまして、ここに から まで列記してある事項について評価をさせていただきたいと思っております。

「11. その他請負事業の実施に際し必要な事項」ということで、事業実施状況等の監理委員会への御報告、それから、公表というものを(1)に明記させていただいております。毎年度、官民競争入札等監理委員会に御報告申し上げるとともに公表させていただくというところでございます。

それから、法第26条及び27条に基づいて報告徴収、立入検査、それから、指示等を行った場合につきましては、その都度、措置の内容、理由、結果の概要を官民競争入札等監理委員会に御報告申し上げるというところでございます。

それから「(2) 情報処理技術者試験業務の実績評価」というところでございます。機構は、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえまして、情報処理技術者試験業務の実施状況の2年6ヶ月間を通しました総合評価、平成22年3月末日時点における状況を調査させていただきたいと思っております。

その際には、機構が実施しております業務と、民間事業者がおやりいただいた業務との実績が比較できるようにさせていただきたいと思っております。

また、その際、必要な場合には民間事業者、受験者、あるいは会場責任者の方々から直接の意見聴取を行わせていただきたいと思いますと考えてございます。

最後に「(3) 民間事業者の責務」でございますけれども、公務に従事する職員として、みなし公務員規定、それから、会計検査院法に基づきます動員の現地検査の対象になること。その他、ペナルティーをここに明記させていただいております。

駆け足でございますけれども、実施要項についての御説明は以上でございます。

樫谷主査 ありがとうございます。以上でよろしいですか。

それでは、御意見・御質問のある委員は御自由に御発言を願いたいと思いますが、あと30分ぐらいでよろしく願いいたします。何か御質問・御意見ございますか。

いかがですか。

それでは、小林副主査どうぞ。

小林副主査 サービスの質というところで、実施要項の中に4～5ページにかけて、質を測定するといいますが、それがあんなんですが、業務自体が非常に定型的なものなので、サービスの質をどの辺に設定するのかということについては大変難しいことがあるんだと

思うんですけれども、ここに挙げられたものを測定するのはどう測定するのかというところのお考えをお伺いしたいんです。

樋口参事 このサービスの質でございますけれども、基本的になかなか定量的な測定は難しいということがございます。このため、特に、やはり受験者の方々のクレームとかこういったものを、先ほど申し上げましたように、相当網羅的、かつ定期的に把握することにしておりまして、これらによって、まず把握をしたいと考えてございます。

それから、特に八のところでございますけれども、事前の漏えい、過不足の防止、それから、不正行為といったことにつきましても、会場等におきましてそういったトラブルが発生しました場合に、会場責任者が必ずその旨を報告することになっておりまして、こういった点を通じまして把握をさせていただきたいと考えております。

小林副主査 IPAとしては、質の確保とコストといったところの比率と申しますか、重視、ウェートづけがあると思うんです。勿論、適正に、公正にいろいろな状況の方々が受けられるような、試験を受けている快適さというものを確保しなければいけないということは勿論あると思うんですけれども、コストとの関係において、サービスの質のウェートづけと申しますか、重視と申しますか、その辺のお考えはどのようなものなんでしょうか。

樋口参事 私ども、先ほど申しましたように、特に八の部分につきましては、万が一にもこのような事態がありますと、そのコストと申しますものは非常に大きいものがございまして、民間事業者の方にも、場合によりましては損害賠償請求といった形にも及ぶような問題でございます。

勿論、小林副主査が御指摘のように、民間事業者が実施するに当たってリーズナブルなコストというものはございますけれども、特に私どもは、八につきましてはマニュアルをきちっと遵守するという形で実施していただきたいと思っております。このマニュアルにおいては、不適切なほどコストがかかるような注意事項を設けてはおらないつもりでございますので、従って、マニュアルを遵守してやっていただくという限りにおいて、適正なコストとサービスの質のバランスというものは取れるのではないかと考えている次第でございます。

澁谷情報処理技術者センター長 あと1点、付け加えさせていただきます。

会場の手当などにつきましては、実は何十年やっておるものですから、どこの会場は近いけれども狭いとか、大体、そういう情報は固まっております、同じところを使うことによって受験生の方々からも一種の予測可能性というものが働くところに一種の安心感があるのではないかと考えております。

小林副主査 一つ、心配というほどではないんですけれども、つまり、先ほど申し上げたように、非常に定型的なものなので、民間の創意工夫を発揮させるというところが、やはりどこにあるのか。だから、民間が参入して、そういう工夫を発揮する場所があるのか、余地があるのかというところなんです。

それで、今回なかったんですけれども、伺ったところによると、沖縄と四国で、今まで常勤の方がいたか、いなかったかとかでコストが違うということをご伺いしていたんです。それは、例えば受験生規模が同じである場合の業務のコストというものを、今まで実施していたコストが、常勤だったか非常勤だったかというところでコストの差が出てくるというところをどうカバーするのかということがあると思うんです。

勿論、実際にやって問題ないということはあるかと思うんですけれども、例えばそういう業務をやった実績のある、大きな受験対策何とかにいるような全国規模のものがあつたとして考えるとすれば、同じボリュームでコストが地域によって違うということだと、出すときに非常に障壁があるのではないかと考えるんです。

つまり、地域的な特性があるとしても、同じボリュームの業務をこなすのに、ある一部の地域は低くて、ある一部の地域は高いという設定がなされていると、それ自体が非常にネガティブなインパクトを与えるのではないかと。あるいは全国規模でそういう業務をやったことがあるところが参入するときに、そういうボリュームに対する平均コストということが基準になっていなくて、地域ごとの格差があるといったところで参入障壁になるのではないかと。というようなことを私たちは懸念するものですから、その辺はいかがでしょうか。

樋口参事 幾つか、私どもも関心を寄せられる事業者の方々いろいろな御意見などを、今、お伺いしているところでございます。それによると、仮に全国規模の事業者の方々であっても、今回、例えば高松と沖縄ということであると、それぞれの地域におきまして、例えば拠点を持っていたりとか持っていなかったりとか、あるいはそこで過去に経験が豊富であるとかないとかで相当コストに差があるようでございます。そういう意味から行きますと、それぞれのコスト差自体が参入障壁になるということはそんなにはないのではないかと考えております。

榎谷主査 よろしいですか。

逢見委員、どうぞ。

逢見委員 2点お伺いしたいんですが、一つは試験制度改革の説明がございまして、この資料3の3ページ目、一番最後のページの「2. 情報処理技術者試験制度改革」というのがあります。ここに「受験者の利便性の向上」として「コンピュータ試験(Computer Based Testing)の導入による試験の常時実施等」というものがありますが、例えば試験の常時実施ということが決まると、今まで年に2回、春、秋にやっているという枠組みそのものが変わってしまうわけです。そうすると、こういう委託契約そのものが大幅に変更することになるのではないかと気がします。

もう一点は、ちょっと細かい質問で、5ページ目の期間の問題なんですけれども、平成20年4月の春の試験から22年秋の試験までで、契約期間が10月～12月までですね。そうすると、次の23年春の試験が平成22年10月からの契約とすれば、22年秋の試験までの契約とダブる時期があるのかどうかということをお伺いいたします。

樋口参事 1点目の御質問でございますけれども、私どもIPAがお答えするのが適切

かどうかわからないんですけども、私どもが現在実行しております、先ほど 14 区分と申し上げました試験区分の一部がコンピュータベーステストという形で移行する可能性がございます。むしろ可能性としては相当高いと申し上げてよろしいかと思えます。

つまり、一部そういう部分が切り出されて、別の試験になる可能性はございますが、現在、春、秋に分けてやっております試験の枠組み自身は、それによって変更はございません。ただ、それによる受験者数の増減とか、これは国の制度の変更に伴うリスクになりますので、先ほど申し上げましたように、協議条項を創設的に設けると同時に、初回のコストについては、激変緩和ということで、従来のコストで 1 回に限り見ることにしております。それで新しい試験制度になった上で、受験者数などが大体 1 回やれば見えてまいりますので、そこで必要であれば契約変更ということもあり得ると思っております。

2 点目の御質問でございますけれども、契約期間を平成 22 年 12 月 31 日までとしてございますのは、特に 22 年度の秋試験の合格発表が大体 12 月の上旬ぐらいを予定しております。この試験制度は合格発表まで、いろいろ受験生の方のクレームなどがあり、結構息がつかないものですから、合格発表までは契約当事者として責任を持っていただくということを考えてございます。

更にその次の契約との関係では、そういう意味ではダブリが出てくるということです。

榎谷主査 ほかによろしいですか。佐藤先生、どうぞ。

佐藤専門委員 今回の試験の実施期間に関することですが、契約期間の 3 年 2 か月というのは、どういう考え方で設定された期間でしょうか。

樋口参事 まず起算点の 10 月 1 日でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、会場確保の制約があるためです。今年の 19 年で申し上げますと、4 月春試験が終わった時点で会場確保の意思表示を私ども IPA がやるわけでございますけれども、実際に会場等の申し込みの手続きは、10 月以降、11 月とか、その辺に発生します。その時点で既に新たにその次の年からやっていただく民間事業者の方にバトンタッチをする必要があるということで、10 月 1 日から起算させていただいているということでございます。終わりの 22 年の 12 月 31 日につきましては、今、申し上げたとおりでございますが、最終的な評価は合格発表まで見させていただきたいということで、3 年 3 か月とさせていただいているところでございます。

佐藤専門委員 このパワーポイントの資料では、応募者は年間約 60 万人ということですが、今回、高松と那覇というのは、例年どれぐらいの受験者の人数があるんですか。

澁谷情報処理技術者センター長 3,000 人を割るぐらいが高松で、沖縄の方が 3,500 ~ 3,600 人、1 回で言いますと 2,000 人弱です。

佐藤専門委員 伺っていて、まず実施要項の 3 ページのところの、既に小林委員の方からも御指摘があったんですけども、試験会場の確保というのも、例年どおり使っているところを使させていただく方が、むしろ受験者にとっても安心感があるということもありました。

会場責任者の割付業務というのも、目安になる人数まで実施要項の中に書かれていて、これを割り込むような人数の御提案があったときに、どうなるのとかとか、試験運営業務もマニュアルががちり決まっている。恐らく先ほどの高松と那覇というのも、全国の会場の中では受験者の人数は少ない方の部類に属する会場と理解してよろしければ、これは試験的にほんのちょっと切り出して、まず民間でどういった工夫の余地があるかということで、本当に試験的にお出しいただいたのかなという印象を持つんですけども、これは先ほどもマーケットのサウンディングをやっていただいているとおっしゃっていただきましたけれども、こういう切り出し方で、入札という形で1社しか応募してこないとか、1社でも応募があればまだいいという状況になってしまうと、結局最後の議論はこういう切り出し方がよかったのかということに、また戻ってくることになるので、こういう1社しか出てこないとか、あるいは入札が不調になるのか、そういったものが「市場化テスト」のタマ出しとして続くようなことになるとすると、もともとこれは「市場化テスト」に向いてないという議論にもなりかねないだろうと思うんです。

そうなると、制度の存在意義ということ自体にも関係してくる部分かなと思うんですけども、これは民間で工夫する余地というのは、率直なところどれくらいあるのか。総合評価のところの評価基準を拝見していても、マニュアルどおりにやってくれるところが一番安心で、毎年同じ会場を使っているところが一番安心だと言われると、もう民間業者として、あとは価格以外に何を提案しようがあるのか。ちょっと素朴な疑問です。

樋口参事 お答えします。まず、閣議決定の公共改革基本方針でお決めいただきましたように、基本的に今回私どもテスト的にとは申しますけれども、これまで実際に業務をやっておりました支部を廃止いたします。したがって、もうここで私ども自身の出先がなくなるわけです。すなわち、退路を断って、民間の事業者の方にこの事業を移管しようという決意でやっております。

これは、公共サービス改革基本方針をご覧いただければ、その旨明記してございます。勿論、全体の試験のパイから比べますと、まだ非常に限定されてはおります。したがって、ある意味でトライアルではあるんですが、決して生半可な気持ちではなくて、今回の対象地域については、是非とも民間事業者に安定的に実施をしていただきたいという思いでやらせていただいております。

フィールドサーベイによりますと、試験会場確保自身は借料という形で固定費でございます。しかし、恐らく要員確保等の分野では、初年度がどうかは別にしまして、2、3年と繰り返すことによって、例えばトレーニングとか、あるいは熟練の度合いによりまして、ある程度教育にかかるコストを下げるとか、そういったところで創意工夫というのは出てくるのではないかというお声はございました。

佐藤専門委員 これは、マーケティングのサウンディングをおやりになるのに、あまり発注者が直接に応募予定者のところに出て行って意見を聞くのも制約があるかとは思いますが、そこら辺は公共側、機構側のアドバイザー、民間のアドバイザーを器用

して、そのアドバイザーを通して情報を収集するとか、そういうような工夫はなさらないんですか。

樋口参事　そういう意味では、コンサルタントの方々のお知恵を拝借しながら、要するに透明性を確保するぎりぎりの範囲で、私ども自身が、少なくともこれまではサウンドをしてきたということでございます。

樫谷主査　ありがとうございました。

秋池専門委員、どうぞ。

秋池専門委員　退路を断ってというお話だったんですが、万一これで落札者が出なかった場合はどうなさるのかということと、あともう一つ、今の佐藤先生の問題意識にもつながるんですけども、例えば全国規模でこういうことをやっている業者さんであると、高松と那覇というのは、すごく小さな事業になってしまうと思うんです。

事業者の立場からすると、新規事業に取り組むに当たって、非常に小さなことで、全く新しいことをやるというのは、3年間できるというのはありますけれども、今後の展開でもっと全国にこれからここをやっておくと広げていけるんだとか、何かないとなかなか本腰を入れてやりにくい。

もう一方、例えば那覇であるとか、高松のローカルの事業者があったとしても、そこが兼ねてからこのことをずっとやっておられる間に比べて、初年度で安くできるのかということも疑問だったりしまして、その点での今後の展開というものを示していった方が、実は入札というのはうまくいくのではなからうかというふうに思ったりもします。

2点目については御意見をいただく感じになります。

樋口参事　そういう意味からいたしますと、先ほど申し上げましたように、まさに秋池専門委員御指摘のとおりでございますが、私ども契約期間、一応3年という形で長く取っております。その期間内で、仮に初年度、最初の事業修得効果で、そんなにベネフィットが感じられない場合であっても、2年、3年と続くことによりまして、一定のベネフィットを得られていくのではないかと考えておりまして、そういう心証も得ております。

今後の展開につきましては、私、今日、御回答できるマンドートを持っておらないんですけれども、とりあえずはまず、四国と沖縄につきましては、本当に私どもも真剣に支部を廃止して民間事業者に移行させたい。まずはこれを成功させたいと思っております、御容赦いただければと思います。

秋池専門委員　応札者がいなかった場合はどうされるのですか。

澁谷情報処理技術者センター長　最初の落札者がいなかった場合ですが、私どもそうならないように、皆様方のお知恵を拝借しながらやりたいと思っておりますが、万が一ということであれば、私ども直接と申しますか、人を配して、私どもの方が責任を持ってやらないと、試験は止めるわけにはいきませんし、ある試験会場が実施できないとなりますと、その受験生に迷惑がかかりますので、全力を挙げてやるというのが、私どもの残された選択肢だと思っております。

樋口参事 もうちょっと具体的に申し上げますと、要項上9ページに「(4)落札者が決定しなかった場合の措置」を明記してございますけれども、まず再度入札はその場で行わせていただきます。それでも出なかった場合の措置につきましては、(4)になるわけでございますけれども、この場合には再度公告という形でやらせていただきまして、これは恐らく契約条件のある程度の変更等々も伴うことになると思います。それでも出ない場合には、今、澁谷が申しましたように、自ら実施をやらざるを得ない。要するに、受験対象地域に空白地域が出るということは、その地域の受験生にとって、他地域に比べて著しい不公平が発生しますので、その場合には非常に私ども想定したくない事態でございますけれども、相当のコストを追加的にかけて、私ども自身がやらざるを得ないとは思っておりますが、そうならないように頑張りたいと思っております。

樋谷主査 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 これは、高松と那覇は支所と呼ぶんですか。

澁谷情報処理技術者センター長 支部です。

吉野委員 今、何人おられるんですか。

澁谷情報処理技術者センター長 高松の方は、支部長1人と女性が1人の計2名でございます。那覇の方は、商工会議所の職員2人を非常勤の職員として発令しております。

吉野委員 これは実施要項とは関係ないんですけれども、その方々は今後どうするんですか。

澁谷情報処理技術者センター長 継続的な雇用に努めたいと思っておりますが、支部長さんの方は、世の中の常識的な年齢に達している方でございますので、円満な形でそれなりの終わりの仕方があるのかなと考えております。

吉野委員 那覇の方は。

澁谷情報処理技術者センター長 那覇の方は、もともと会議所の職員でございますので、私どもの発令を解くということになると思います。

吉野委員 会議所との兼務をやっているところは、ほかにもかなりあるんですか。

澁谷情報処理技術者センター長 支部の兼務は沖縄だけでございます。

樋谷主査 ほかにありますでしょうか。

それでは、私の方から、今、現状は会場の契約は機構との契約になっているわけですね。

澁谷情報処理技術者センター長 はい。

樋谷主査 そうすると、今度は新しく入札をされた方との契約になるということですね。それによって価格が上がったり、下がったり、下がることはあまりないかもわかりませんが、民間だから高くするということはないんですか。

澁谷情報処理技術者センター長 それにつきましては、この試験制度そのものは経済産業大臣の試験という大枠は外さないものですから、その中で実際に手当する人が違うだけなので、その場で必要があれば先方に紙で説明して、こういう事情なのでよろしくと言って、その地位を証明するような手だてを講じたいと考えております。

榎谷主査 今回の既存のところを使う以上は心配ないということですね。

澁谷情報処理技術者センター長 はい。

榎谷主査 それから、聞いていると、官民競争ではなくて民民競争になっているわけですが、今、秋池専門委員おっしゃったように、少し要らぬところを出しているようなイメージがあるんです。要らぬから民間に出そうというイメージがあって、やはりもっと官民競争入札の趣旨は、大事なところも含めて官と民が競争するということになっているので、モデル的にやってみようというのは何となく理解できるんですが、やはり要らぬところだけ出しておこうというような発想ではないとは思いますが、我々から見るとそういうふうに見えるので、やはり次の展開を是非ちゃんと絵を書いていただいて、魅力というか、前に斉藤委員長代理の方が、民間も魅力を持たないとなかなかいい条件で入札できないと言われたとおりだと思えます。とにかく、一個一個採算を合わせるのか、トータルでコストダウンできるのかによって、また大分違いますので、今回はそういうことになっているんでしょうけれども、次の展開を是非お考えいただきたいと思えますし、機構もそういうトータルのコストを減らしていこうという使命もあるはずですので、是非よろしくお願いしたいと思えます。

それから、サービスの質のことについて先ほど少し、全会場を定期的に把握しているとおっしゃったんですが、どんな把握の仕方をされているんでしょうか。

澁谷情報処理技術者センター長 支部が直接実施しているものと、協力先団体が実施しているものがありますけれども、試験が終わった後、5月と11月に全体会合、協力先との関係は支部ごとでございますが、私どもは各支部を呼んで会合を開きまして、今回の試験の反省をその直後に行っているということでございます。

なお、先ほど申しましたように、受験票に、何があったか、どう処理したか、本人にちゃんと了諾を得たのかといった、言わば本人履歴をきちんと書くことになっております。それを必ず全数回収することになっております。それからも事態が後追いでできる。

榎谷主査 それは受験生が書くわけですね。

澁谷情報処理技術者センター長 いいえ、こちらの実施側でございます。

榎谷主査 受験票は、受験生が持ってくるものですか。

澁谷情報処理技術者センター長 受験票を途中で回収いたしまして、その人が、例えばどういうトラブルがあって、こういう言い方をして、向こうが了諾した上で試験を続けたとか、例えば出してはいけないものを机の上に置いたのでしまってくださいと警告したけれども、しまわなかったの、このままだとあなたは受験資格を剥奪されますと連れ出そうとしたけれども、もめるといけないで受験を続けさせたとか、そういったようなことを書いています。

榎谷主査 それから、クレームの処理なんです、このクレームの処理というのは、クレームが結構あるとおっしゃったんですが、どういうクレームが多いんですか。会場に関するクレームなんです。試験問題に関するクレームなのか、どういうクレームが多いん

ですか。

澁谷情報処理技術者センター長 クレームで一番多いのは、自分が合格発表を見たのに、自分の名前に点が付いてないということです。これはマークミスでして、受験番号をマークシートでマークし損なうと採点されませんということを、繰り返し、繰り返し言っているんですけども、それが非常に多いということが一つです。

もう一つは、実際にあった例を申し上げます。試験監督員がハイヒールをはいてこつこつ歩き回ってうるさかったとか、これも実例でございますが、間違ったところに案内しかかって、正しいところに行くのに時間がかかってしまったとか、そういった類のクレームでございます。数から言うと受験番号のマークミスに関わるものが大変多い。あとはさまざまです。

榎谷主査 受験番号のマークミスというのは、試験のときの説明が十分されてなかったと理解してよしいんですか。例えば今回入札されたとしますね。その業者の説明不足という理解ですか。そうではないんですか。

澁谷情報処理技術者センター長 大変勉強して受験した人に、非常に酷な結果になるものですから、これにつきましては、お手元のマニュアルにもきちんと書いていますが、マニュアルでしつこいぐらい徹底しておりますし、問題用紙にも必ず受験番号についてはマークしてくださいとありますし、試験が始まる前の注意事項の中にも必ずそれを入れて、そういう点数が付かないという不幸な事態を起こさないように繰り返し言っておりますが、これはマニュアルの問題と捉えています。

榎谷主査 何を言いたいかといえますと、12月31日までが実施期間ですね。そうすると、どういうクレームがどう起こるかによって要員配置も違って来るわけですね。それにはコストがかかりますから、こういう業者さんの問題のクレームなのか、あるいはそうではなくて本部の問題によるクレームなのか、試験問題であれば本文にありますね。マニュアルが問題であれば本部ですね。ただ、マニュアルどおりやってなかったということになると、業者さんのクレーム、その辺であまり拘束することになって、理解がわからない部分について拘束することになってコスト高になったりすることはないわけですね。

澁谷情報処理技術者センター長 高度試験の試験発表も、10月試験につきましては12月上旬ですので、そこまでには最終的に形が付いて合格発表するスケジュールになっておりますので、12月末であれば基本的に問題はないと考えます。

榎谷主査 あと委託費の増減の話で、ペナルティーについて少し書いてある。要するに、状況によっては払わないみたいなことが書いてありましたね。試験者数とコストとの関係はあるのか。例えば高松は3,000人とおっしゃったけれども、2,000人しか来なかったといったときに、やはり業者さんのコストは下がるんですか。

澁谷情報処理技術者センター長 予定された人よりも応募者が少ないことがわかると、締め切りは2月の後半でありますと、まだ実質2か月弱あるわけです。それによって教室の1～5を借りますというのを、4、5は要らないということになると、4、5を使用し

ないことによる減額に応じてくれる。そこを縮小させないと、費用も伸びたままになりますものから、使わない教室についてはお金を取らないで済むような交渉をしております。

榎谷主査 それは機構がやるのはいいと思うんですが、今度入札でやったときに、3年間やって3,000人、4,000人、5,000人と増えるのか。3,000人、2,000人、1,000人と、こんなに極端に減るかどうかは別として、いずれにしても、3年間は読まないといけなわけですね。そのときに、試験者数とコストはスライドするはずですね。ということは、民間の人はもし定額でもらうのであれば、受験者数が減った方がうれしいわけですね。その辺はどういう整理の仕方をされているのか。

樋口参事 そこにつきましては、おっしゃるとおりでございます。私どもにとっては、必ずしも喜ばしい事態ではありません。ただ、当初設定した額を、基本的にはお支払いすることとしております。ただ、先ほど御説明申し上げましたように、協議条項がございまして、特に制度変更によります減少は大きいと思いますので、その場合には協議をさせていただく。このように激変緩和措置も設けさせていただくというふうに考えてございます。

榎谷主査 高松は大体3,000人、沖縄は3,500人、ここ数年間はずっとこのぐらいの推移ですか。

武企画グループ主幹 企画グループの武と申します。よろしくお願いたします。沖縄の方は、大体安定的に3,500前後の応募者数で推移しておりますが、高松については、全国平均で8%前後毎年減っているのですが、それに沿った形で基本的には減っております。以上です。

榎谷主査 全国でこうなっていると、あるいは過去はこうなっていますという情報は開示して、それを踏まえて業者は、このとおり減るのか、若干増えるかもわからないというリスクを読みながらやるということになるわけですね。

樋口参事 さようでございます。その予見性につきましては、URLで過去の県ごとのトレンドなどを開示してございますので、それをご覧いただいて判断いただくということです。

榎谷主査 だけれども、何となく減った方がうれしいというのは納得いかないような気がします。わかりました。

小林先生、どうぞ。

小林副主査 先ほど苦情の中で、マーク忘れで合否の対象にならないとおっしゃったじゃないですか。そのパーセンテージは把握なさっているんですか。

武企画グループ主幹 お答えします。大体1回の試験当たりで、受験者数の1.5%前後、数でいいますと、全国で3,000件の問い合わせが本部の方に集まります。

小林副主査 だとすると、私の大学だと、もっと高い受験料を取っていますので、そういうのは監督員がマーク忘れがないかどうかチェックするんです。だとすると、マーク忘れによる合否判定ができなかったというのは、指標にはならないんですか。

武企画グループ主幹 このマークミスに対する対応ですけれども、全国で1回の試験で20万以上の受験者の方が受験されている状況の中で、私どもとしましては、マニュアルに基づいた現地試験会場における説明を徹底することによって、マークミスに対する注意喚起は行っています。仮に、個々の試験監督員の方が、個々にすべての試験室において、一つひとつチェックするという業務フローをマニュアルに設けてしまいますと、今度は1.5%、3,000件が、仮にそれで2,500件、あるいは2,000件に減ったとしても、その2,000件発生したマークミスに対する説明責任は相当程度IPAの側、ないしは実際に現場で試験監督をされた監督員の方が負う要素が強くなってくのではないかと。私どもとしましては、ある教室では優秀な監督員の方がいらっしゃったから、マークミスについて注意をしてマークミスがなくなっている。ある試験室では、普通の標準的な能力を持っている試験監督員の方がいらっしゃるから、そこでは標準的なマークミスが発生しているという状況は公正な受験環境を提供し得てないのではないかと考えております。

したがって、マニュアルに基づいて注意喚起はするのですが、マークミスそのものにつきましては、最終的に受験生の方に責任を負っていただくという対応をしておりますので、実際マークミスの多い、少ないを、民間実施事業者の方の提供してきたサービスの質の優劣という形で評価しないと考えております。

澁谷情報処理技術者センター長 例えば今お手元にお配りしております、監督員マニュアルですと、3ページに重要注意事項の(6)というのがあって、これは当日の朝に徹底することにしてはいるのですが、これは過去に何度もあって、答案用紙の方も大きな字でマークを忘れないでください。正しくマークしてくださいといったようなことを、考えられる、あらゆるところに注意喚起をした上で、これだけ注意喚起しているのにマークミスをするに対する扱いは、どちらかに統一しなければいけないものですから、これは私どもは採点しないということで統一しております。

榎谷主査 大学と違って大人が受験するんだからということですね。わかりました。

よろしいでしょうか。またほかにもあるかもわかりませんが、とりあえず時間となりましたので、情報処理技術者試験の実施要項(案)についての審議は、次回も引き続き行うこととしたいと思います。

なお、本日質問することができなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局までお寄せいただけたらと思います。お寄せいただいた質問などは、事務局でとりまとめを行った上で機構に送りまして、次回の審議において回答していただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局から何か補足事項はありますか。どうぞ。

事務局 実施要項の事前の案の公表についてなんですけれども、平成18年度の実施要項(案)に関しましては、一通りの審議が終わったところで案の公表ということで、パブリックコメント的な公表をして、皆さんから意見をいただいたりしてはいたんですが、今回のやり方につきましては、そういった一度審議が終わった後に、また一定の期間をかけて案

を公表しているということで、時間をもったいないのではないかとということもございまして、今回、IPAさん、あるいは今後の社保庁さんの実施要項に関しましては、審議の途中で案を公表するというやり方を試行的にやらせていただきたいと考えております。

今回のIPAさんの実施要項に関しましては、情報の開示の部分がまだ御審議いただいておりますので、これにつきましては、至急事務局とIPAさんの方で協議をさせていただいて、その提出されたものについて持ち回りで委員の皆様にご説明させていただいて、早い段階でこういう公開の場で御審議いただくということにしたいと思っておりますけれども、持ち回りで御了解いただきましたら、今日いただきました内容で修正点があれば、そういったものも修正をして、実施要項の案の事前公表ということをやらせていただきたいと思っております。

これをやることによりまして、そういった案を公表して民間事業者さん、あるいは国民の皆さんから寄せられた意見につきましては、この委員会の場でも御説明いただいて、それに対する対応につきましては、機構さんの方で説明していただいて、審議の中でも御紹介いただくという形で審議を進めてまいりたいと思っております。

こういったやり方で、今回につきましては対応させていただきたいと思っておりますので、それについて御確認をさせていただきたいと思っております。

榎谷主査 いかがでしょうか。その方向でよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

榎谷主査 それでは、そういうことで、案の事前公表については、案の事前公表については、今、御説明いただいた方向でお願いしたいということでもあります。

次回の開催につきましては、別途事務局で調整の上、改めて連絡いたします。

それでは、本日はありがとうございました。